

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">農業競争力強化農地整備事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号 <u>最終改正 令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3024 号</u> <u>令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 2208 号</u></p> <p style="text-align: right;">農林水産事務次官</p> <p>第 1 （略）</p> <p>第 2 事業の内容 本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用等については、農林水産省農村振興局長及び<u>畜産局長</u>（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによる。 1～5 （略） (削る)</p> <p>第 3～第 6 （略）</p> <p>第 7 事業の申請等 1 都道府県知事は、<u>本事業</u>を実施しようとするときは、事業採択申請書、事業計画概要書土地改良法昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）に基づき事業を行う場合に限る。）、第 5 に掲げる計画及び農村振興局長等が別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、農村振興局長等が別に定める期日までに、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長を<u>い</u><u>う</u>。以下同じ。）に提出するものとする。 2 （略） 3 <u>都道府県以外を事業実施主体とする場合の事業</u>の申請及び採択については、農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">農業競争力強化農地整備事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号 <u>最終改正 令和 3 年 1 月 28 日付け 2 農振第 2609 号</u></p> <p style="text-align: right;">農林水産事務次官</p> <p>第 1 （略）</p> <p>第 2 事業の内容 本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用等については、農林水産省農村振興局長及び<u>生産局長</u>（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによる。 1～5 （略） <u>6 スマート田んぼダム実証事業</u> <u>自動給排水システムにより、水管理の効率化を図るとともに水田の貯留機能向上を検証する事業</u></p> <p>第 3～第 6 （略）</p> <p>第 7 事業の申請等 1 都道府県知事は、<u>第 2 の 1 から 5 までの事業</u>を実施しようとするときは、事業採択申請書、事業計画概要書（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）に基づき事業を行う場合に限る。）、第 5 に掲げる計画及び農村振興局長等が別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、農村振興局長等が別に定める期日までに、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。 2 （略） 3 <u>第 2 の 1 から 5 の事業において都道府県以外を事業実施主体とする場合及び第 2 の 6 の事業</u>の申請及び採択については、農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。</p>

第 8 (略)

第 9 委任

本事業の実施に当たっては、法、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）その他の法令及びこの要綱に定めるもののほか、農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

第 8 (略)

第 9 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱並びに法、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）その他の法令に定めるもののほか、農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。